

船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画について（報告事項）

1. 船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画（素案）のパブリック・コメントについて

意見募集期間：令和3年9月24日（金）～令和3年10月25日（月）

提出者数：0人

意見数：0件

2. 船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画（素案）からの変更点について

ページ	新	旧	修正の理由等
28 ページ 13 行目～	<p>家賃債務保証支援事業（住宅政策課）</p> <p><u>住み替えにあたって、家賃債務保証会社（国の家賃債務保証業者登録制度に登録している業者に限る）と家賃債務保証契約を締結する対象世帯（高齢者世帯、ひとり親世帯、障害者世帯等）に対して、費用の一部を助成します。</u></p>	<p>家賃債務保証支援事業（住宅政策課）</p> <p><u>保証人が確保できないため民間賃貸住宅への入居に苦慮している高齢者世帯等に対し、住宅情報の提供、入居保証を行うとともに、低所得者に対し、家賃等債務保証に要する費用の一部を助成します。</u></p>	<p>現行の補助制度に則した説明に修正</p>
42 ページ 1 行目～	<p>市営住宅供給方針</p> <p>■供給方法</p> <p><u>公的賃貸住宅ストックの一部借上げ等によって供給し、併せて住宅セーフティネット法等に基づく家賃低廉化を図った住宅の確保を推進することにより供給を補完します。</u></p>	<p>市営住宅供給方針</p> <p>■供給方法</p> <p><u>（独法）都市再生機構（UR）の管理する公的賃貸住宅ストックの一部借上げによって供給し、併せて住宅セーフティネット法等に基づく家賃低廉化を図った住宅の確保についても推進します。</u></p>	<p>供給方法について、より正確でわかりやすい説明に改めた為</p>

ページ	新	旧	修正の理由等
42 ページ 18 行目～	(削除)	<p>都市計画法第 18 条の 2 に基づいて定められた都市計画マスタープランでは、・・・(中略)・・・質が高く安全で良好な居住環境の形成を目指します。</p> <p>■都市計画マスタープラン・立地適正化計画</p> <p>都市計画マスタープランは、・・・(中略)・・・「防災指針」等を定めています。</p> <p>図表 都市計画マスタープランにおける土地利用の都市づくりの方針図</p> <p>図表 都市機能誘導区域 総括図</p>	都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定作業中につき削除
48 ページ 1 行目～	<p>1 策定経緯</p> <p>(1) 策定スケジュール ・・・(中略)・・・</p> <p>パブリック・コメントの実施</p> <p>令和 3 年 9 月 2 4 日 (金) ～令和 3 年 1 0 月 2 5 日 (月)</p> <p>第 4 回 策定委員会 (書面開催)</p> <p>令和 3 年 1 0 月 2 6 日 (火) ～令和 3 年 1 1 月 5 日 (金)</p> <p>1 船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画 (素案) に対する意見募集の結果について</p> <p>2 船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画 (案) について</p>	<p>1 策定経緯</p> <p>(1) 策定スケジュール (予定含む) ・・・(中略)・・・</p> <p>パブリック・コメントの実施</p> <p>令和 3 年 1 0 月頃～1 か月間～ (予定)</p> <p>第 4 回 策定委員会</p> <p>令和 3 年 1 1 月頃 (予定)</p> <p>1 パブリック・コメントの結果について</p> <p>2 計画 (原案) について</p>	庁内検討委員会及び策定委員会のスケジュールを更新

ページ	新	旧	修正の理由等
	<p><参考> 庁内検討委員会 <u>第2回（書面開催）</u> <u>第4回（書面開催）</u> <u>令和3年10月26日（火）～令和3年11月5日（金）</u> <u>（1）船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画（素案）に対する意見募集の結果について</u> <u>（2）船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画（案）について</u></p>	<p><参考> 庁内検討委員会 <u>第2回</u> <u>第4回</u> <u>令和3年11月頃（予定）</u> <u>（1）パブリック・コメントの結果について</u> <u>（2）計画（原案）について</u></p>	
49 ページ 6 行目～	<p>（2）策定委員名簿 <u>関係団体代表 委員 松井 皇一</u> <u>（公社）全日本不動産協会 千葉県本部（令和3年9月まで）</u> <u>関係団体代表 委員 皆川 義昭</u> <u>（公社）全日本不動産協会 千葉県本部（令和3年10月より）</u></p>	<p>（2）策定委員名簿 <u>関係団体代表 委員 松井 皇一</u> <u>（公社）全日本不動産協会 千葉県本部</u></p>	委員の変更があった為
51 ページ 22 行目～	<p>■セーフティネット住宅 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律・・・（中略）・・・住宅確保要配慮者のみが入居できる住宅として登録された住宅を専用住宅（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅）という。</p>	<p>■セーフティネット住宅 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律・・・（中略）・・・住宅確保要配慮者のみが入居できる住宅として登録された住宅を専用住宅（住宅確保用配慮者専用賃貸住宅）という。</p>	誤字の修正